

第 43 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 52 号

和解及び損害賠償額の決定について

平成30年10月2日一級河川菊池川水系神ノ木川の河川管理用道路の熊本市北区植木町轟地内で発生した道路陥没による車輪転落事故に関し、次の者と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

平成31年1月25日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
■■■■■ (車両所有者)	28,080円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。